㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までのエネルギー起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、次の㈠から㈢までのいずれにも該当する工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

㈠　割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合

㈡　直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合

㈢　基準エネルギー起源排出量の変更後の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）について第５条第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量が、基準エネルギー起源排出量の変更前の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）より大きい場合

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、次の㈠から㈢までのいずれにも該当する工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

㈠　直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合

㈡　直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた量より大きい場合

㈢　基準エネルギー起源排出量の変更後の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）について第５条第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量が、基準エネルギー起源排出量の変更前の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）より小さい場合

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等であって、割当年度において㈡から㈧までの基準エネルギー起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該年度の前年度の基準エネルギー起源排出量

②　①の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準エネルギー起源排出量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次の㈠及び㈡に掲げる場合に応じて、それぞれ㈠及び㈡に定める量とする。

㈠　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度のエネルギー起源排出量を平均した量

㈡　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度のエネルギー起源排出量

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分のエネルギー起源排出量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度のエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、エネルギー起源排出量を１年分に換算した量を各年度のエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。

③　①の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、①の㈦の㈠から㈢までのいずれにも該当する工場等若しくは輸送手段又は①の㈧の㈠から㈢までのいずれにも該当する工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量を割当年度の基準エネルギー起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準エネルギー起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度のエネルギー起源排出量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した値とする。

㈠　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

④　エネルギー起源排出量に係る割当量の設定に当たっては、別表第２のエネルギー起源二酸化炭素の項の第２欄の規定に基づき算出された量に、早期排出削減量（過去のエネルギー起源排出量の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量をいう。⑤において同じ。）に0.8を乗じて得た量に、１から0.017に制度開始経過年度数（令和８年度においては、１とし、令和９年度以降においては、１に令和８年度からの経過年度数を加算した年度の数をいう。）を乗じた値を減じた値を乗じて得た値を加算することができる。